

「第2回 RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成25年 8月 5日（月） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 堺井琵琶湖環境部長、中村技監、北村最終処分場特別対策室長、中島参事、松村副主幹、平井副主幹、秦副主幹、白井主査、末次主任主事、川端主任技師、脇阪技師

※コンサル 3名

（栗東市） 竹内環境経済部長、井上環境政策課長、太田産業廃棄物対策室長、川端主事

（自治会） 赤坂、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 26人（小野：欠席）

（市会議員） 田村議員

（傍聴） 2人

（出席者数 47名）

司会：皆さん、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第2回旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきますと思います。

それでは話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の堺井から御挨拶申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の堺井です。

県庁を出るときは、大雨洪水警報が滋賀県南部地域に発令されておりました。皆さん、足元の悪い中、出にくい中、御参加いただきまして本当にありがとうございます。

去る5月28日に、この第1回連絡協議会を開催させていただきました。今回は2回目ということでございます。当初、お示しさせていただきましたスケジュールでは、この2回目を9月ごろに予定をしておりました。今回、それより1カ月ぐらい早くセットさせていただいたわけなんですけども、前回の協議会の中でこの連絡協議会の持ち方につきましてもいろいろと御意見賜りました。少なくとも年4回開催するということとあわせて随時の開催を行うことにさせていただいているところでございます。今回はそれを踏まえての言ってみれば随時の開催ということで今回この場を持たせていただいたところでございます。

今年度、私どもとしましては、二次対策工事に着手するという大きな目標とさせていただきます。今回は、その二次対策工事の内容がおおむね固まってきましたので、その概要につきまして御説明を申し上げまして、また、皆さんの御意見を賜りたいというふうに考えております。

その後ですが、こちらの予定としましては10月ごろに発注業者との間で仮契約を締結いたしまして、12月に県議会の議決を得て本契約をさせていただく、このようにスケジュールを考えているところでございます。

この二次対策工事につきましては、何と言いましても工事の規模が大きゅうございます。それから、工事期間ですけれども平成32年度までにわたるという長期間の工事になります。工程の都合上、夏場の掘削工事といったことも出てまいるかというふうに考えております。それだけに周辺の環境対策につきましては、万全を期さなければならないというふうに私ども認識しているところでございます。どうぞ御理解を賜りたいというふうに思っております。今後とも皆様方とは情報を共有いたしまして意見交換を重ねながら進めていきたいとそのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

司会：それでは、初めにお断りさせていただきます。旧RD最終処分場問題にかかわる周辺自治会の皆様と県・栗東市との意見交換の場でございますので、傍聴の皆様方からの御発言は受けないことといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、資料を用意しております、御確認ください。本日の資料は2部にまとめてございます。

1つ目が、1枚目が第2回旧RD最終処分場問題連絡協議会次第というA4片面刷りのものになってるもので、2枚目が資料1、第1回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果、これも片面刷りでございます。3枚目が資料3、旧RD最終処分場二次対策事業平成25年度事業計画（予定）、これも片面刷りの3枚にまとまっているものでございます。御確認ください。

それと、2つ目の資料でございますが、A3横長カラー刷りになっております資料2、旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去事業二次対策工事实施計画の説明資料となっているものでございます。こちらは両面カラー刷りで表紙を除いて6ページあるものでございます。御確認ください。

もし、資料がない、あるいは資料が落丁しているという方がいらっしゃいましたら、おっしゃってください。よろしいですか。

それでは、次第により話し合いを進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初の議題1、前回の開催結果について、県の中島から説明いたします。

参事：皆さん、こんばんは。よろしくお願い致します。

資料1のほうごらんください。座って説明させていただきます。

第1回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果でございます。

1番 日時、2番 場所につきましては記載のとおりでございますので省略させていただきます。

3番の議事および結果を説明いたします。

(1) 設置要綱（案）については、趣旨および開催回数について御提案をいただきまして、それに基づきましてその場で追加・修正を行いまして御了解いただきました。その上で当日から施行することとなりました。

それから、(2) 番でございます。一次対策工事の結果についてでございます。

一次対策工事の結果を取りまとめた資料について、追加や修正の意見はございませんでした。このため、この資料をもって一次対策工事のまとめとすることとなりました。

(3) 平成25年度以降の浸透水および地下水のモニタリング調査計画については、国際情報高校側に地下水の調査ポイントの追加を求める意見がありました。後日、提案者と県がデータを持ち寄りまして、話し合いを行うこととなりました。下記に参考として書いておりますけれど、モニタリング調査ポイントに関する話し合いについてということで6月13日、木曜日13時から14時におきまして、滋賀県大津合同庁舎で話し合いを行いました。

内容につきましては、ボーリング調査に基づく地質断面図をもとに、国際情報高校側にはKs2層が及んでおらず、地下水の流れがないことを県のほうから御説明いたしました。説明資料と内容につきましては、6月20日付けで各自治会長さんのほうにお配りさせていただいております。

続きまして、(4) 今後のスケジュール（協議会、二次対策工事）についてでございます。これにつきましては次のような意見がございました。

①協議会のスケジュールでは二次対策工事の内容を議題とすること、ということでございまして、本日これに基づきまして二次対策工事の内容を御説明させていただきます。

それから、②番、責任追及や県有地化をスケジュールに入れるべきということでございました。責任追及につきましては、なかなか相手さんがありますので日時等のスケジュール等を入れるのが困難でございますので、ちょっと難しいんですけども、県有地化のスケジュールにつきましては、資料3、1枚めくっていただきまして、旧RD最終処分場二次対策事業、平成25年度事業計画（予定）でございまして、これの一番下に新たに県有地化のスケジュールを入れさせていただいております。内容につきましては後ほど御説明させていただきます。

それから、(5) その他については、次のような意見があり、枯れ木につきまして市で調査することになりました。

①、処分場の周辺で枯れている木があるが処分場の影響ではないか、ということで、市のほうで現地も確認していただいたんですけど、現地でもわからないということでございましたので、県の森林センターに樹木の専門家がおりますので、森林サイドのほうでいろいろと見てもらいまして、杉・檜がかなり枯れていたんですけども、剪定のし過ぎではないかということでございまして、7月16日にですね、上砥山の副会長のほうにも現地のほうで立会いただきまして、御説明させていただきまして、一応御了承いただいたという形になっております。

それから、②、話し合いの開催日のホームページへのアップが遅い、ということでございまして、これについてできるだけ早めにさせていただくということで努力させていただきたいと思っております。

資料の説明につきましては以上でございます。

司会：議題1について、御質問等ございましたら挙手のほうよろしく願いいたします。
ございませんでしょうか。

住民：すみません、1というのはこの資料1のことですね。

参事：はい。

住民：モニタリングとか、ここに3番とかね、ほかには意見はなく、計画を御了解いただきましたというふうになってますけども、正直言うて私らわからんところもあるんで、了解したところまではいってないんですよ、正直なところ。

というのは6月にね、皆さん方で話し合いされた、それ話し合いするということにもなりましたので、そういう結果もどうなるのかなという、そういう見通しみたいなものもあって、あのときはね、やはり特に意見はなかったんですけど、意見というのは大変難しく、私ら素人ですので、具体的にピンポイントでこれこれどうですか、あれどうですかと、なかなかわかりにくいと。で、全部説明してもらって、相手にも納得してもらって、納得するにもわからなかったら納得したになってしまうんですね、正直。ですので、ちょっとこういう書き方されるとちょっと私らも困ったなということもあるんですよ。

それと、この後の6月20日の資料をいただいたんですけども、〇〇さんが県で話し合われた。その内容についても、あれ〇〇さんと御了解、了解の上で回されたのかどうかということもあると思うんですけどね。その辺とのところがちょっと疑問がありますので、これが了解したというふうではないということです。

参事：(3)のモニタリングの計画についてなんですけれど、〇〇さんの御意見が確かにあったんですけど、それについては個人的な意見というふうな形で

住民：個人的な意見じゃないですよ。参加したのがたまたま私しかいなかっただけであって、個人的な意見じゃないです。

住民：よろしいですか。6月13日ですね、6月13日、私、行かせてもらいました。そのとき私しか参加者おられませんでした。そのときに北尾側には水が流れていない、いうようなことは言ってませんよ、はっきりいって。川端（主任技師）さんとの話、川端（主任技師）さん、私、話しましたよね、北尾側に流れていないという根拠はないでしょと言ったときに、ないですねって言ったでしょ、調査してないんやから、わかりませんね、と言ったでしょ。

主任技師：ほかの調査結果を判断したときに・・・

住民：判断しても北尾側に調査のポイントがないのに、わからないでしょと言ったときに、あなたは、わからないですねって言ったでしょ。

主任技師：ほかをボーリングしてみないと、はっきりした科学的な話は言えないと言った

けれども・・・

住民：だからわからないんですよ、わからないって言ったでしょ。

主任技師：だから、それがあるので、ほかの調査結果を含めてお話をさせていただいた・・・

住民：いやいや、そんなんじゃない。私は、北尾側へ流れるか、流れないかを話したときには。

主任技師：なので、〇〇さんの意見をちゃんと聞かないとだめですので、ちゃんとお聞きをして〇〇さんがどういうふうな地質構造図もとに言っておられるのか、どういう考えをもとに言っておられるのかというのをきちっとお聞きしてから、順に説明をさせていただいたつもりです。

住民：今の、それ、北尾側へ流れているか流れていないかというのは、一つだけなんですよ。一つの問題なんやけど、実際はね、この大きな図を配られましたよね、そして私、今、コピーしたもの渡しましたけど、そこにちょっとわかりやすく書いたんですけども、当日行かせてもらったときは、粘土層ばかりだ、だからボーリングしても・・・

主任技師：粘土層ばかりと言ったのは・・・

住民：モニタリングを、水が出ないから調べられないということをおっしゃった。ところが実際ね、これね、県が番号書いておりますよね、何メートル、何メートルと、一番下、これは僕が書いたんですけども、県が書いているのをこっち側に写したんですよ。それで言うとね、折れ線という位置がね、ちょうど処分場の終わりの地点というようなところですよね。そこにちょっと書いているけども、地下水層あるじゃないですか、ちゃんと書いているじゃないですか、僕はここを聞いてるわけ。

ところが当日に行ったときは、説明は何かもっとH24-1側で、こんなとこ何もありませんよと、ないところボーリングしたって、モニタリングも何も言えませんかというような話でしたよね。

ただ、私はね、この図面をね、見間違えてた、その日。だから、ああそうですねと、ならしょうがないですねと言ったんですよ。ところが、実際、重ねてちゃんと書くと、ちゃんと帯水層あるじゃないですか、1も2も3もあるじゃないですか、いくらでもこれ調査できるじゃないですか。

だからね、これ、言っておられることがよくわからない。そして、もう一つついでに言わせてもらおうと、24-S2の位置ですか、ここが一番高い。高いという意味がようわからん。そして、また高かったらそこから四方八方に流れるのが当たり前ですしね、だから、わからんことがいっぱい出てきたから、私、当日はね、私、一人ですのでね、ただ単にこう資料をね、そこまで見られるわけじゃないんで、確かにおっしゃるとおりやなと思った、そのときは。だけど、ちゃんと帯水層書いているじゃないですか、それ

なのに何でできないんやと。

主任技師：まず、順にお答えさせていただくと、地下水層がないといったのはH24-1の井戸の話です。今、〇〇さんが言っておられる新設モニタリング要望位置の折れ線と書いておられるところなんですけれども、ちょうど国1バイパスを建設しているところの境界部、私が配付させていただいた資料なんですけれども、H24-S1という位置がここなんです。ここですとKs3層はほとんどないと。Ks2層は薄いので常時とれるかっていったら難しいんですね、ということ当日お話しさせていただいたと思うんです。Ks2層がないという話は全くさせていただいていないんですね。

住民：あのね、H24-S1というのは、これ盛り上がった鉄塔の位置よりもね、もっと西寄りじゃないですか、西というか北といいますか、そうでしょ。

私が言うてるのはね、処分場の遮水壁をするちょっと外にやってくれということなんです。だから、位置関係が全然違うわけですよそれ。

主任技師：一番、多分、〇〇さんが懸念しておられるのは、六地蔵側に流れているというお話だと思うんですね。

住民：たぶんその可能性はあるということです。それはどこかまっすぐ行ってるのか、北尾側をまわって行ってるもんか、わからないでしょ。

主任技師：それは、直接ボーリングをしてないので、ないとは言えませんというふうな言い方になると思うんです。だから、今、汚染された浸透水が拡散している場所というのは、私が配付させていただいた茶色のエリアから拡散してると思うんです。A-3という、この付近の、浸透水が粘土層が破損しているところを経由して、No.9のほうに流れていると、このイオン種のバランスを見ていただくとほとんど近いと思うんです。もしA-3から六地蔵側に流れているのであれば、同じように、今、配付させていただいたイオン種のバランスですね、SO₄と書いた硫酸のところ、全く出ていないと思うんです。そうすると、もし・・・

住民：ちょっと待ってください。おっしゃってることがいまいちよくわからないけど。

主任技師：要するに、A-3の影響というのがS1、S2、No.9のほうにあるのかというのを、その井戸からとった水の、例えば陽イオンと陰イオンのバランスで、どちらのほうに流れているかというのを確認するんです。汚染の拡散を確実に見るときには。まず、この水位が高い、高いと言っていたのは、Ks2層の水位が一番高いという意味です。

住民：水位ですね。

主任技師：はい。H24-S2が一番、高くてですね、そこから経堂池側のほうに低くなってい

く。

住民：その水位というのは、廃棄物のある層の中の水位やね。

主任技師：違います。その1つ下のKs2層の地下水の水位です。被圧地下水の水位です。

住民：だけど、それより下流側は、そんなじゃないじゃないですか、調べる場所は。

主任技師：そんなじゃないといいますと、これよりも六地蔵側でということですか。

住民：六地蔵側というか、東側。

主任技師：東側で。それで、どういうふうに、今、茶色で示している粘土層が破損しているエリアですね、そこから浸透水がどういうふうに拡散しているかというのを、特に浸透水は塩類がよく溶けていますので、その塩類を分析して、どちらのほうに流れているかというのを科学的に分析するんですね。そうすると、A-3とNo.9というのは、そこでのイオン種のバランスというのが非常に似てると思うんです。ということはA-3から9のほうに流れていくと。で、S-1とS-2と・・・

住民：それは処分場内だけの話をしているわけでしょ、僕が言ってるのは、北尾側は大丈夫なんですかということ言ってるんですよ。

主任技師：なので。

住民：北尾側にはなんのボーリングもないじゃないですか。

主任技師：ただ、A-3から。

住民：出てないという根拠がないでしょということを言ってるわけです。あなたは処分場の中のことを言ってるわけです。

主任技師：だから、イオンのバランスから見ると、A-3から六地蔵側には流れていないというのは・・・

住民：いないというのは、何を根拠にしておられるんですか、どこのイオンが出ないんですか。

主任技師：A-3とS-1とS-2のイオン種のバランスを見れば明らかです。

住民：しかし、それから。

主任技師：もし、A-3から六地蔵側に流れているのであれば、硫酸イオンがかなり高い濃度
ででてくるはずですよ。Clとかいてるのは塩素イオン、Naとかいてるのはナトリウムイ
オン・・・

住民：電気伝導度はどうやったんですか。

主任技師：電気伝導度のほうはどうかということ、S-1とS-2の方が低いです。S-1とS-2の
方が低くて、A-3からNo.9に向かって高くなっています。A-3が一番高くなっていますね。

住民：あのね、この地下、なぜねこんなことを聞くかということ、粘土層で途中で帯水層が
消えてるといことはね、どちらかで分かっているはずなんですよ。そんなもんストッ
プで終わるということないんです。必ずね、どっちかに行ってるはずなんですよ。

主任技師：ですので、

住民：どっちかわからない、確実にそっちだけかということね、調べるためにはね、処
分場のすぐ下のところというのはおかしな・・・。処分場のすぐ外で、その一番北
側の情報高校側で調べるべきじゃないですか。ないんだから、ボーリングが。

主任技師：ボーリングは・・・

住民：司会ちょっと、ここで二人で話すと時間がもう無駄になるのでね。

住民：あのね。

住民：ちょっと待ってください。

住民：前もね、それで、しかしね、これはね、モニタリングというのは、これからはモニタ
リングしか残らない。一番大事な問題やから。

住民：この時間はね、〇〇さんと県側とで話し合う時間じゃないと思うよ。これ全体を使
うためにどうやって時間配分をしたらいいのかということがあって、だから前回も両者
詰めてくださいと、でも結論が出てないわけでしょ今話を聞くと。そうすると、考え
方としては、ここのその他に、ほかに意見はなく、計画を了解いたしましたとかあるの
は削除して、ここの参考の話はまだ終わってないけれど、両者確認して先に進むしか
ないでしょ今は。そうしないときょうの時間は、また、前回と同じように〇〇さんと県と
のお話し合いばかりになってしまうと思うんだけど。

住民：あのね、モニタリングってどう考えているんですか。これから先はモニタリングし

かないですよ。モニタリングで、効果があったかなかったか、それを確かめるんですよ。それ以外に何で確認するんですか。する方法ってないじゃないですか。あります何か、見てわかりますか、わからないですよ。モニタリングだけですよ。

室長：ですから、モニタリングの重要性を我々も感じておりますので、S2の方でやらせていただくという計画を説明申し上げているわけで、このことにつきましては先週ですね、アドバイザーの先生4方のほうに報告いたしまして、〇〇さんの意見も踏まえて説明申し上げましたところ、県のやり方で問題ないというふうに言っていただきましたので。

住民：違いますよ。それについては、先ほど言ったように位置関係が違ったと言ってるんですから。

室長：その資料も全部お見せしております。

住民：見せましたよ、しかし、位置関係が違った。私が重ねて見たときと。それは当然私の勘違いだろう、しかし、勘違いするような資料しかなかったわけですよ。

室長：これ以上やっても同じだと思いますので、ただいま御意見ありましたので、ちょっと次に進めさせていただきます。

住民：いや、それは困ります。

室長：また、別の場所で御議論させていただきたいと思っております。

住民：困ります。ただね、やっぱりね、東側のこの鉄塔側へ1カ所、必ず調査していただきたい。これは重要な位置です。

室長：それは、この場では申し上げられませんので、次にいかせていただきたいと思えます。

住民：断ります。ここの場で話してください。そういうね、個人的な話に話を持っていくのはね、もってのほかですよ。そんなん、みんな何も話できなくなりますよ。モニタリングいうものを一番重要視して考えているんやから、その意見をね、こういうように無視するんやったらね、これから先に何の話ができますか。

司会：もう一回ちょっと、〇〇さんに、別に説明する機会をちょっと設けさせていただきたいんですよ。きょう初めて見られる資料とかもあるかと思うので、その上でちょっとこの場で議論が必要であればそういう形になるかと思えますし、また、御納得していただけるかもしれませんし、ちょっとそれまでちょっとお時間いただきたいと思えます。すみません、ほかの議題に申しわけないですけど、ちょっと進めさせていただけます

か。

住民：今、話を聞きたいというのは、別に話を聞きたいということですか。

司会：ちょっともう一回、きょう出てきた資料とかがございますので、〇〇さんに十分説明させていただきます。

住民：ということは、別にまた、別の機会を持ってということですか。そういうことを言うてるんですか。それは断りますよ。前と一緒にじゃないですか、前も北尾側のほうは流れてるかわかりませんかというので、わからないという話やったのに、この文章では変わってるんやから。断ります。それでね、やっぱり人をね、ペテンにかけたようにしたら、

司会：ペテンにはかけてないです。

住民：言葉で、ちゃんと文章でペテンにかけてますよ。私はあんな話してない。ちゃんとね、北尾側に流れるかもわかりませんか、と言ったときに、やっぱり調べてないからわからないということやったのに、流れてないことを説明しました、了解していただきましたと。もってのほかですよ、こんなもん。そういう意味では了解してないですよ。

技監：〇〇さんちょっとよろしいですか。この前6月に説明させていただいて、その上でですね、もう一つ後のほうでもですね、今、川端（主任技師）が説明しましたように結果を確認させていただいた。そのことについては、説明をさせていただきましたけども、恐らく皆さん方にはちょっとわかりにくいところがあるかと思っておりますので、もう一度ですね、〇〇さんと我々とで話をさせていただく、今日出した資料をもって〇〇さんにじっくりと説明させていただきたいと思うんです。ちょっと申しわけないけど、ほかの方々、ちょっと〇〇さんと我々がやりとりしていることがかなり専門的なものですから、ちょっとおわかりいただきにくいこともあると思うんですね。

ですから、そのための時間を別途もう一度おとりさせていただいて、きょう説明させていただいた資料をもう一度説明させていただきたいと、〇〇さんのお手紙もいただきましたけれども、お手紙に書いてある資料についてもですね、その後、我々としても新しい資料が出てきてますので、少し前の時の資料を基に議論されている部分もあって、そこらも含めて我々としては逐一、データのつき合わせを行いたい。その上でどういう議論をしたかというのを、またこの場で皆さんに御説明させていただくような段取りをとりたいと思っておりますので、きょうのところはですね、とりあえず私どもの資料を説明させていただいた、〇〇さんの御意見も聞かせていただいたというところですね、ちょっと詳細な議論については、別の機会を設けさせていただきたいというふうに思います。

住民：いや、僕はおかしいと思うね。そこまで頑なにボーリングを拒否する理由は何ですか。ここの場所、H24-S1とH24-S2とは随分離れているんですよ。その真ん中でしてくださいと言っているんですよ。真ん中あたりで。無いから言っているわけじゃないですか。

有るところで言っているわけじゃない。そうしたところでなぜできないのか。

技監：そのことも含めて、もう一度、別の場でお話をさせていただきたいと思います。

住民：あのね、遮水壁をするわけでしょ、その効果、実際に漏れてないかどうかを確認、そういうことも含めたら、絶対この場所になかったらおかしいじゃないですか。

技監：ですから、そこの遮水壁の漏れてるか漏れてないかについては、H24-S2の、

住民：そんな位置とは違うと言うてるんですよ。

技監：ですから、それで先生方の・・・

住民：普通はね、水は上から下へ流れる、下のほうの通りにならないんだから。

技監：ですから、

住民：こんな途中の所にあっても。何で途中だけ見て全部、わかるんですか。一番下で見
るのが当たり前じゃないですか。

技監：下のほうにあるかどうか、

住民：そのね、一番高いところで見ると書いてあるじゃないですか。

住民：〇〇さんわかった、話をしてもいいからさ、とりあえず先に進めてもらえるかな。
もう一回、それで話に戻るといふことでどうだ。

住民：それならいいですよ。戻るんならいいです。皆さんも参加して、もう一回こういう
場を持ってください。これ専用の場を。いいですか。

住民：とりあえずね、ちょっと先に進まないと、

住民：個人的に話というのは拒否します。

住民：ちょっと待つてよ。デッドロックではないけど、きょうこれで終わったら何のため
に我々来たのか、新味が何もないので、先にとりあえず進めてください。最後にもう一
回、〇〇さんの話をどう処理するか、まとめるといふことで、いってください。

司会：すみません、それでは議題1は、ちょっと一旦、休止という形にさせていただいて、
議題2のほうに進めさせていただきたいと思います。

2番目の議題、二次対策工事の実施計画について、県の平井のほうから説明いたします。

副主幹：平井と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料2でございます。まず、全体の流れとしまして1ページ目、2ページ目にRD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書に附属する基本方針と、それに対します実施設計の考え方の比較をまとめた表が2ページ目に付いております。左側に基本方針、真ん中と右側に実施設計での考え方というまとめ方をしております。

3ページ目に、周辺の住民の皆さんから提起された意見・質問に対する県の考え方のうち二次対策工事に係る部分、ここは以前お示ししている部分でございます。それに対します実施設計でどうしたかという部分が右側にまとめている表でございます。

その次の4ページ目、これは設計を行いまして工事中における平面図を示させていただいております。

5ページ目、これは完成時における平面図を示しております。

最後、6ページ目に全体の8年間の工程表を示させていただいております。

全体の流れは、こういう構成でまとめております。それでは、1ページ目に戻りまして、それぞれ説明をさせていただきます。

完成時および工事中の図面に関しては、こちらの黒板のほうに示しておりますので、この辺の位置の話をしているということを図示させていただきますので、御確認をお願いしたいと思います。

では、まず1番目、有害物の掘削除去、これは次に掲げる掘削物を掘削除去します。

①これまでの調査により、位置が確認され、また推定された次のアまたはイに該当する廃棄物等。

ア、廃棄物土であって、土壤環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの。

イ、ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土。

これに対しまして、実施設計では、

ア、につきましては、既存調査において、土壤環境基準を超過する範囲・深度が確定した有害物については、有害物掘削除去工において掘削、場外へ搬出する。

表1の左側に示しております有害物掘削除去工3万7,100立米がこの示している部分でございまして、その対象物、有害物につきましては右側の1万2,900立米ということで特定をさせていただいております。

イ、既設仮置物のうち、有害物・ドラム缶等については、直接場外搬出する。また、廃棄物土の掘削中に確認したドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器、それとその内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土についても同様に場外に搬出する。ということで、表1の仮置物につきましては2万1,400立米、廃棄物土掘削工ということで、下のその部分につきましては15万8,900立米、トータルで掘削および仮置物としまして21万7,400立米の土を掘削対象としております。

この土のうち、右側、約8万5,000立米が今の想定で有害物と認められる、考えておる量でございます。

②にいきます。今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土ということで、これに対する実施設計の考え方は、廃棄物土掘削のB区画の掘削前にボーリング調査を実施し、範囲を確定するというものでございます。

これは、一次調査、二次調査におきまして沈砂池の上にシートがかぶせてありますので、これを掘削の際に撤去する時点において、ボーリング調査で有害物の範囲を特定することにしております。

③、二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土、これにつきましては、上記①②以外の二次対策工事の掘削に際して、目視等で確認されたドラム缶関連廃棄物土および掘削量300立米毎に行う適合確認分析の結果、埋戻基準超過が判明した廃棄物土は場外搬出する。ということにしております。

続きまして、④一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存在することが疑われる有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等は、場外に搬出すべき廃棄物土としております。

これにつきましては、実施設計では、一次対策工事の廃棄物掘削除去後の底面につきましては、EM探査を行いましてドラム缶等の存在は確認されてなかったということを資料として確認していただいたところです。また、その際、東側焼却炉の基礎コンクリートを撤去した部分については、その下に碎石があったということで、二次対策工事においてこの碎石を撤去して、直接、廃棄物面を見ていただくこととしております。

次、2、旧処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水という部分でございまして、ちょっと図1を見ながら聞いていただきたいんですけども、

(1) 旧処分場の西側および北側において、次の対策を講ずる。

①廃棄物層の底面における遮水層の欠如により、廃棄物層より下位の透水層へ浸透水が漏れいしている箇所の遮水を行う。

②廃棄物層の側面に透水層が接しており、側方へ浸透水が漏れいしている箇所の遮水を行う。

これにつきましては、実施設計では、底面については粘土層の欠如が確認された2カ所、それと欠如の可能性のある1カ所の合計3カ所において底面遮水を実施いたします。

側面遮水については、掘削により露出するKs3層に側面遮水工を施工します。

ということで、図1を見ていただくとイメージいただけるかなと思います。この両遮水工につきましては、セメント改良材による土質遮水材を用いまして、透水係数で $1.0 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ 、厚さは1メートル以上という設計をしております。

次、(2)、(1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。

これにつきましては、底面遮水工の施工範囲は、掘削時に粘土層の欠如状況、範囲等を確認して決定をする。ということにしておりまして、下の部分につきましては掘削を行うということにしております。

次、(3)、(2)より掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害物掘削土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物について、旧処分場外に搬出して処分をする。

(4)、(3)の分別により、土砂および埋戻し材として有効利用できるものについては処分場内に埋戻すということとしておりまして、実施設計では、図2、図3を見ていただきたいんですけども、このフロー図によって選別処理を行うということとしております。

図2の左側なんですけれども、掘削箇所としましては、表1と対応しております3カ所の部分の掘削を行いまして、真ん中の処理方法につきまして、有害物と特定されている部分は直接搬出する。また、目視で確認したドラム缶関連廃棄物土も直接、場外搬出するということとしておりまして、それ以外の廃棄物土につきましては、選別を行った上で埋戻し適合基準値で判定しまして、不合格のものについては場外搬出、合格のものについては場内に埋戻しをするということとしております。

その廃棄物土の選別につきましては、図3にそのフロー図を示しております。

左上、廃棄物土の掘削をまず行いまして、目視で判断可能な有害物につきましては直接場外搬出をする。

それから、その後、一次選別におきましておおむね300ミリを超えるような大きなものにつきまして、廃棄物と場内埋戻しが可能な岩石・アスファルト・コンクリート類等にわけまして、その場内再生資源として利用可能なものにつきましては仮置きしておき後に使うということとしております。これが右側の緑色の部分でございます。

その後、天日乾燥ですとか、添加剤を必要に応じて加えまして、二次選別工に入ります。

これにつきましては、スクリーンやトロンメル等で50ミリより細かいものと、50ミリ以上の廃棄物とそれ以外の土部分に分別をします。この50ミリより大きいものにつきましては磁気選別機や手選別を行いまして、廃棄物の分別をいたします。

その後、50ミリアンダーのものにつきまして、三次選別で風力選別を行います。それで残りました選別土につきましては、適合確認分析、これは300立米毎でございますけれども、これを実施しまして、これで埋戻し基準を超過したものにつきましては、場外搬出をします。紫色のところになります。

基準以下のものにつきましては、埋戻し材として場内に埋戻す、というような計画をしております。

続きまして、次のページ。

3番、これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土の適正処理でございます。

これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土について、2で説明しましたフローに応じて、分別して処分および埋戻しを行うということとしております。実施設計での考え方としましては、先ほど御説明させていただいたとおり、基本方針と同様の考え方をしております。

4番、北尾団地側平たん部における遮水でございます。

(1)旧処分場の北尾団地側平たん部におきまして、廃棄物層の側面に透水層が接しており、側方へ浸透水が漏れいしている箇所について遮水を行うということでございます。

実施設計におきましては、延長約295メートルの鉛直遮水壁、連続地中壁を施工するという事としております。図4で示している295メートルの延長の壁であります。

(2) 1の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁構造により行う、というのに対しまして、実施設計におきましては、TRD工法によるソイルセメント連続地中壁の施工としております。図4を参照していただきたいと思っております。

このTRD工法につきましては、掘削時にセメント改良材を混合して連続した掘削で遮水の連続性を確保する工法であって、右、図4に示しております深度が最大で17メートルとなっておりますけれども、この程度の深度における施工実績も多いということで採用を考えているところです。この遮水壁の品質につきましては、次のページの図8を参考に見ていただきながら聞いていただきたいんですけども、施工前に地盤のサンプリングを用いた室内試験によりセメント改良材の配合量と遮水性の関係を確認し、配合の仮決定を最初にいたします。その後、現地におきまして施工の初期に現場のサンプリングによりまして遮水性の確認を行いまして最終的な施工時の配合を確定するという事をいたしまして、遮水壁の透水係数と品質を確保していきたいというふうに考えております。

続きまして、5番、浸透水水位の低下のための措置でございます。

(1) 浸透水の下流に当たる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガスの発生を抑制する。それとともに浸透水の周辺地下水への漏えいを防止する、という部分につきましては、実施設計におきましては、図5を参考にさせていただきたいんですけども、アスファルトやコンクリート殻の再生資材を設置し、約3,600立米を貯留できる浸透水貯留層を設置するという事としております。

浸透水貯留層内に浸透水揚水ピットを設置し、ポンプにより揚水する、というところでございます。図5がちょうど沈砂池の下をイメージした図面でございますけれども、まず、底面遮水工により底面にあいてる穴をふさぎまして、その上にコンクリート再生材等の空隙の多い埋戻し材、および不足する場合は栗石も検討したいと思っておりますが、そういう空隙の多い材料で浸透水を貯留できるような層を設けます。一番下流、処分場の下流側になりますので、ここに浸透水の揚水ピットを設けまして、そこから水処理施設まで揚水処理を行うという計画としております。

次、5番の(2)浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、2(2)の掘削部分にドレーンパイプ、集水管を設置するという事に関しましては、底面排水工は、直径80センチの有孔管を設置し、周囲にコンクリート再生材や碎石等の礫材を配置します。図6を見ていただきたいと思っております。

管の大きさについては、十分な空気の供給が可能な内空断面となるように、水深20センチのときに計画排水能力の25%が確保できる直径80センチとするという事としております。

管の材料につきましては、耐圧性、耐食性に優れ、最終処分場の排水管として一般的に採用されている高密度ポリエチレン管を採用することとしております。

続きまして、6番、揚水した浸透水の処理でございます。

5で、揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する、こ

れに対しまして、日処理量が250立米の浸透水処理施設を新設しまして、浸透水の処理後に公共下水道に放流する。また、既設の浸透水処理施設は、日105立米の処理能力でございますけれども、これを新設の浸透水処理施設に移設した上で、工事中に併用することとしております。

図7をごらんいただきたいですが、まず、浸透水を先ほどの浸透水貯留層3,600立米のところ集水いたしまして、そこから水処理施設の流入貯留槽、400立米でございますけれども、このタンクに貯めまして、流量調整をした上で、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭の処理をした上で、放流のモニタリングをしまして、下水道に放流するというフローになっております。

続きまして、8番の覆土。

旧処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制する。これとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減するということに対しまして、覆土およびキャッピング工を設置すること、こちらの図をごらんいただきたいですが、選別土による盛土範囲のうち法面部につきまちは、防草シートを設置してキャッピングを行う。平面部につきまちは、アスファルト舗装によりキャッピングを行う。灰色の部分でございます。

また、今後も廃棄物の安定化を促進するため適切な量の雨水浸透を可能とする必要がある部分につきまして、処分場の平面部分およびセットバック部分には覆土を行うということとしております。

9番、法面整形。

2の掘削および埋戻しの際に法面を整形し、安定勾配とする、このことにより法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止するということとございます。

これにつきましては、埋戻し時に法面の整形を行い、安定勾配とするとしておりまして、埋戻しを行う選別土の材料強度について選別試験時に土質試験を行い確認を行うということ。

それと、安定計算を実施し、大規模な地震時でも安定なものとして盛土勾配につきましては1:1.8ということにしております。

あと、キャッピング工を設置するということとございます。

10番、工事中のモニタリング。

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。また、モニタリング井戸の位置については、土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。なお、水質のモニタリングは二次対策工事完了後も必要な期間実施する。ということにつきまして、まず、水質のモニタリングにつきましては、前回の連絡協議会において説明させていただきましたとおり、浸透水については常時モニタリングおよび経年モニタリング、地下水につきましてはKs3とKs2層で経年モニタリングおよび確認調査を実施するということとしております。

また、騒音、振動、粉じん、悪臭につきましては、二次対策工事の仕様書の中で日常的な監視を行うよう規定しておりますので、具体的な手法につきましては、工事業者の提案を受けまして決定することとしたいと考えております。

11番、その他。

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。これにつきましては、これまでの話し合いの結果に基づき工事を実施する。また、協議が必要な場合には、その都度、協議会において話し合いを行うということとさせていただきます。と思っております。

次のページ、3ページ目でございます。

ここからに関しては、周辺の皆さんから提起された意見・質問に対する県の考え方を示させてもらってございました。これにつきましては、工事に係る部分の実施設計への反映という説明でまとめさせていただいております。

④、「ドレーン管が詰まるのではないか」・・・

住民：ちょっと長すぎるので一旦切って、先に質問がもしあれば。

司会：今までの説明の中で質問等ございますでしょうか。

住民：ちょっと簡単なことですが、2つ、3つ確認兼ねて、お尋ねいたします。

まず、今、御説明いただいた1ページですね、右の一番上の表1でございますけれども、表1の数字は、以前いただいておりました我々、一番新しい資料というのは9月12日の資料だと思うんですけどもね、第8回の最終の調査委員会、そのときの資料の数字とかなり違うんですけどね。どういうことでこの数字が変わってきているのか、いろんな一次の対策工事、あるいは二次の対策の予備的ないろんな調査されておりますので、条件が少し変わってきているのかもわかりませんが、ちょっとどういう内容で数字が変わってきたのかという経緯がよくわからない。

これ、資料を見るたびに数字が変わっておる、どういうふうに考えていけば、と思えますので、これがまず1つですね。先に質問を続けましょうか。

司会：質問を続けていただけますか。

住民：それともう1つですね、この1ページの2の(2)の真ん中のコラムですけれども、底面遮水工の施工範囲ですね、粘土層の欠如状況を確認して決定する、となっておりますけれども、粘土層の必要厚さですね、この底面遮水工の。この欠如状況を確認してという、その確認の具体的な何をどう確認するのかというのがわからないんですけども、その上の、すぐ上にですね、厚さは1.0メートル以上とするとありますから、ここで確認するというのは、やぶれているか、あるいは1メートルの厚みが確保できていないような薄くなっている部分、そういうこともやはり欠如状況というふうにみなしていいと、そういうふうには私は解釈しているんですけど、それでよろしいですか。

それで、もう1つは、その次のページの5番の(2)浸透水貯留層に関することでもあります。ごめんなさい、(1)です。浸透水の貯留層を設置する右の図がございますね、これは底面にハッチングで赤で底面遮水工というのが書かれておりますけれども、この底面遮水工だけでいいんですか。この貯留層の周囲の立壁は要りませんか。遮水壁は。

というのは、かなり深い位置にありますね。恐らく一番低いところにありますね。だから、立壁いらないのかなと、側壁、大丈夫ですか、そこから漏れて地下水に浸透するという恐れは全くないのでしょうか。

この、以上3つです。

コンサル：設計の方担当させていただきました建設技術研究所でございます。よろしくお願いいたします。すみません、それでは、3つ御質問いただきました、まず、第1点目でございます。

表1のほうですね、1ページの表1の廃棄物掘削量の数値の変化ということでございますけども、今回、遅くなってしまって大変申しわけございません。初めて実施設計結果の数字が確定したものでございます。この実施設計というものが4ページにちょうど平面図がございます。ちょっと前に掲げております、左のほうの図になりますが、この***のところがございますけど、こちらのほうが廃棄物土を掘削した範囲ということでございます。実施計画書等ですね、当初からお見せさせていただいた範囲にほぼ近いんですが、やはり実施設計するに当たりまして、本当に欠如している部分はどこかとかですね、勾配はどうするかとか、いろいろ最終的には土木的な構造設計をしております。そういう意味で、形は、最終的には少し、若干ですけど、厳密に設計をしたということで変わってきております。

そういったところと、あと紫のところがいわゆる撤去ということになりますけども、そこも掘削範囲に入っております。その辺をちょっと詳細設計というレベルで数字を算出した結果ということで御理解いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

住民：トータルの掘削量ですね、前回の想定では25万立米になっておりますよね。今回は、それが21万7,400と、これ何で減るんですか。

コンサル：形といたしましては、ちょうど一番左上と申しますか、部分的にはここですね、こちらのほうがどちらかというと、赤いところ、この点々のところが恐らく欠如している場所だというふうに調査結果から想定しております。そうしますと掘削範囲は一応ここまでで何とか区切れることが詳細設計でわかりました。

したがって、ここの範囲は掘削量が少し減っております。ただし、掘削をして、この前は、遮水をする計画でしたけども、遮水はやっぱり必要ですので、鉛直遮水工を逆にここまで戻させていただきました。だから、もちろん、この赤いところを中心に掘削して、必要に応じて掘削量を決めた結果、ここは残ってしまいましたので、ここまで、逆に鉛直遮水工は延ばしたと、結果ちょっと掘削量をそのものは減ってるという結果でございます。

住民：ここは、曲がった直後までが、鉛直遮水壁で

コンサル：そうだったんですけども

住民：それから下は、いわゆる側壁を修理していると。

コンサル：そうです。伸ばしながら。もちろんですね、掘削しながら

住民：本来はそうあるべきじゃないんですか。

コンサル：はい。そうですね、本来はここまで鉛直遮水させていただくという。

住民：なぜ、そういうところの鉛直遮水壁を延長されたんですか。

コンサル：ここを延長した理由でございませうか。

以前の計画レベルの段階では、全部ここ掘らないといけないかどうかとことろでしたので、廃棄物を取ったら、もうこの面にですね、砂礫層が見えてきます。砂礫層が見えたら、こちらと同じように側面遮水工をしようという計画もございました。そのあたりが、詳細な調査および設計で、こちらの、どちらかというとい逆にこっちのほうが少し廃棄物の掘削範囲が実は広がっております。だから、この範囲が少し、こうずれたと御考えいただきたいと。ただ、廃棄物土を掘削する量はやっぱり、その分は減ってるということでございます。

だから、ここの側面遮水がなくなりましたので、そのかわりに鉛直遮水をここまで伸ばさせていただいたということでございます。

住民：そこは、ずれたところは廃棄物がなかったわけですね。

コンサル：廃棄物は、ここの中にはございますが、どうしても、やぶれているところを直すための掘削は、そこまで及ぶ必要はないということが、詳細設計でわかりました、ということでございます。

もちろん、掘削しながら、仮にこの欠如範囲が広がっていれば、それを掘削しながら見ますので、万が一というか、設計では想定してませんけど広がる可能性はございます。

住民：わかりました。まあ今までそういう、まだ掘ってみないとわからないという要素もありますから。

コンサル：ここはどうしてもそういう要素がございます。

住民：ボーリング等による推定でございませうね。

コンサル：それと、2番目のほうでございませうが、続けて粘土層の欠如範囲が、こちらのD・E工区と書いてるところは実線を書いてるとおり、ある程度、見つけておりますから、こういう想定をしています。A・B工区はやはり、まだ、きっちりと想定できてないところがございませうので、こういう範囲にしております。これも掘削しながら、現場での地質

技術者がきっちりと見させていただく計画でございます。そのときの厚みでございますが、一応25センチ以上の粘土層が確実にないとちょっといけないかなというふうに考えております。

住民：25センチですか。

コンサル：はい。

住民：粘土層25センチでいいの。

コンサル：25センチの粘土層ということで、あとは遮水性という話になると思うんですが、今、透水係数が、今のこちらの粘土層を測定しますと、大体 5×10^{-7} cm/sと、ちょっと数字は専門的にはなってしまうんですけども、いわゆるそれが、通常はマイナス6乗という数字を使うんですけども、それがセメント改良土の、言うたら1メートルという厚みを決めてるところですね。それに対して、25センチで同じぐらいの遮水層として使えるという数字とっていただければと思います。

これは、処分場等で遮水層を考えるとよく使うんですが、水を通しにくいレベルというのがありますので、そのレベルに沿って50センチだとか、5メートルという***というのがございますが、同じような考え方をさせていただいて、25センチ以上というふうに考えております。

住民：透水係数が10のマイナス5乗と言われましたね。

コンサル：マイナス7乗です。5掛ける10のマイナス7乗です。通常は6乗なんで、ワンオーダー安全側ですね、こちらの方が。いずれにしても結構薄い粘土層が続いているもんですから、そういう意味では、一番効率のよい、数値的にも根拠のできる範囲ということで今回させていただいておりますが。

住民：それは、かなりの広い面積ですけれども、その間ほぼ均一にきっちと、その粘土層があるという確認はされているわけですね。

コンサル：今までのボーリング調査結果からはおそらくこの層で

住民：相当しっかりした粘土層のようなんですけれども、やはり20センチといますとね、非常に薄い。現実に埋戻しをされて、造成される場合、1メートル以上というふうに設計されてますね。しかも透水係数が10のマイナス6乗ということで、それだけしっかりやっていくということですね。

コンサル：そうですね。

住民：やはり、広い面積になりますと、確実にね、20センチが確保されているのかどうか、大丈夫なのかという、まあ掘ってみながらわかる範囲で・・・

コンサル：そのあたり・・・

住民：そういう意味でね、もう少し、安全側をですね、見るべきじゃないのかな、そういう気がするんですけどもね。

コンサル：そのあたり、御懸念されているということはよく重々理解しておりますので、特に施工管理はですね、密に地質技術者が入って本当にその粘土層がきちりあるのかどうか、じっくり見させていただきたいと思っておりますし、場合によっては一緒に見ていただくこともあろうかと思うんですが、ちょっとその辺りは我々が決めることではないのですが、一応そういう形でしっかりとですね、施工していきたいというふうに考えております。

コンサル：次の貯留層のことでございますが、これは2ページの図の方の絵のとこの図のことをお示しいただいていると思います。貯留層工の下に底面、ちょうどこちらのほうでございます。底面遮水工、セメント改良土が下でございます。ここの周りの茶色いところでございますけども、これはいわゆる廃棄物の下の層でございます、ちょっとここまで書くとごちゃごちゃするので、削除していますが、貯留層の横には粘土層がきちりある状態になってます。大体ないところはこういう側面遮水層を入れてますので、わかりやすいイメージ図にしていますので、あれですけども、側面は一応遮水が出来てる状態というふうにお考えいただいて結構かと思えます。

住民：当然、貯留層のね、底は粘土層のある部分でございましょう。

コンサル：はい。

住民：その、今、お話あった、側面もそれから底面も粘土層はあるわけでしょ。

コンサル：はい、そうです。

住民：しかし、底については、またさらに重ねて遮水層をつくるということなんですよ。

コンサル：ちょうどここは、赤いところはですね

住民：いえいえ、貯留層の部分ですけども、それならば当然側面についても、側壁についても、つくるべきじゃないんですか。なぜ、底面にそういう念のために、粘土層の中にですね、遮水層を造成される。側壁は要らないんですか。同じ考え方で言えば。

コンサル（林氏）：側壁というのは構造上は水が回りませんので、基本的には必要ないと思いますので。

住民：水は常時溜まるわけでしょ、浸透水がある。

コンサル：はい。

住民：常時いっぱい溜まってますね。

コンサル：基本的には、揚水していきますので、常時溜まるというのは

住民：揚水しますけれども、浸透水の水位を下げるためにですね、かなり大きな貯留層掘って、下のほうに、常時溜めていくわけでしょ。

コンサル：はい、そうです。

住民：だから、それは浄化前の浸透水が大量に溜まっているわけですから、それが、底面は遮水壁をつくりながら、側面はつくとらないと。

技監：〇〇さん、いいですか、底の部分はね、穴があいてるから遮水するわけです。

住民：いやいや

技監：いや、底の部分、その上に。

住民：貯留層でしょ

コンサル：貯留層の下は

住民：穴の空いてないところまで

技監：いや、穴が空いてて、そこを底面遮水工をしてその上につくるんです。

コンサル：1ページの図1のほうの形を見ればわかりやすいかなと

住民：穴のあいてる部分だけ、そうでしょ。穴のあいてない部分も全部やる

技監：そうじゃない。穴のあいてる部分を底面遮水でふさいで、その上に貯留層をつくります。

コンサル：あとは、粘土層がございますので、水圧でそれが割れたりするという事は、基本的には考えられませんので、より水が漏れないようにということだけは、配慮して設計をしております。

住民：はい、わかりました。どうもありがとうございます。

司会：ほか、ございますでしょうか。どうぞ。

住民：すみません。1ページの2の図で表の1のカラーの図ですけども、この掘削線というのがありますけれど、掘削線、これ、なだらかな弧を書いていますけれども、実際にはこうはならないと思うんですよ。というのは私、セメント、***みたいな高濃度アルカリ、高アルカリですね、調査のときに立ち合いましたけれども、あっちこっちやっばりぼこぼこぼこ、下は真っすぐじゃないわけですね、ぼこぼこぼこしてる。その状態の中でね、こういうなだらかな線というのは、これはもうあり得ないのだから、底がぼこぼこの状態、だから、そこのところをこれどういうふうにするのかなど、いうのがまず1点ですね。

それと、先ほどちょっと話に出ましたが、ちょっと僕の聞き間違いがあるかもしれませんが、側面の遮水工のセメント改良土、その上は例えばシートなり、粘土とかいうのはされないのでしょうか。これがまず第2点。というのは、一番下は砂層ですよ、砂の層ですね、そういう意味ではないのかということ。

それと、もう1点、2ページの5番ですけど、これ先ほどちょっと〇〇さんからもありましたけども、これはもう、私ちょっと質問内容が違うんですけど、例えば水を貯留するという3,600立米、これね、コンクリって、この空隙の多いコンクリ片を入れて3,600立米ということは、パーセントでいうと、入れた物体の、要するに面積ですね、全体の面積、それはどういうふうにかんがえたらいいんですか、だから、空隙が何パーセントありますかということ。

それと、もう1つ、不織布ですということですけども、本当にこれで完全に砂の流入は止められるのかということですね、それで、以前でも県のNo.3の調査井戸ですけどかなり砂がものすごく入って、砂がどんどん積み上がったことありますけども、このように細かい砂の粒子がどんどん入ってきたら、埋まってしまうんじゃないのかなということをおもいました。

それと、もう1つは、この側面遮水工をする位置関係ですね、3カ所ありますよね、3カ所とも、***でくみ上げるのであればわかるんですけども、それでなかったらここからは流れていかないじゃないですか、勾配から考えても。そこのとこどうやってするんかということをお聞きしたいと思います。

コンサル：引き続きまして、説明させていただきます。

まず、1つ目でございますが、1ページの図1のこの掘削線というところの勾配のところですね。こちらの図でいくと右のほうの勾配、左のほうの、勾配がきついという

住民：こっちのほう、カラーのところです。

コンサル：ああ、斜めのところ、わかりました。これは廃棄物をめくっていく工事になりますけども、廃棄物がなくなったときに止めることになります。そのときに下に地山がでてきたときに地山かどうか確認していきますが、御指摘のとおり余り斜めにですね、うまいことできないところが御指摘のとおりあると思います。そういうところは、後で、いずれにしても埋戻しするときに、やりにくいところは段差をつけてやるところも出てまいります。ただ、***のですね、地山層によっては、こうやって斜めに切ることもでき得ることだと思います。これは、ほかの特措法案件でも、何十万立米も掘削してる例もございますが、そういうところでも結構斜めに掘削できているところもございますので、その辺は使い分けながら、掘削の線をですね、つくっていきたいというふうに考えております。そのあたり、よろしいでしょうか。

住民：いや、B工区の本当にどかどかでした、側面は。それとA工区のほうは私は写真で見るとある程度、コンテナで3段分、RDのコンテナ結構高いんです、2メートルぐらいあるんですね。上から覗けないですね。覗けられないですよ、中は見れない状態でしたので、それが3段分積むだけの高さのところは真っすぐぐらいに写真で写ってました。ですから、ここに書かれているのは随分内容が違うかなというふうに私は思ってます。こんなふうになるのかな、実際は真っすぐじゃないというふうに思ってます。

コンサル：すみません。北尾団地側の深堀箇所は6メートルぐらいの、いうところかもしれないんですけども

住民：ちょっと待って、A工区の話、どこの話。

コンサル：A工区。2メートルが3段ですと下から6メートルはある。

住民：6メートルぐらいの高さが、道より。

コンサル：道よりですね。

住民：道より、今の廃棄物じゃないですよ。道の線が残ってますやろ。斜めの、勾配のある道が。あれの

コンサル：今の地盤高

住民：今は廃棄物の話じゃないです。道が、要するに、もっともっと北側、北側に道がありますでしょ。場外。もっと外です。外です。鉄塔の下、そこらへん、そのもうちょっと下、下ってというか、経堂池の、斜めの道がある。行きましようか、そっち。すいま

せん。

住民：ここです。いま現在の道の高さから。

コンサル：ここは、今、141メートルぐらい、131メートルぐらい、今掘削するのが120付近まであります、118、120にもなりますので、少なくともここから、一番低いところからでも最低10メートルは掘削しますので、今、御懸念のこの箇所が135ぐらいだとすると、そこからでいくと15メートルとかですね、かなり深いところまで掘削する予定をしておりますので、それは

コンサル：あとは仰っているとおり、そういう場所もありますので、そういうところはやっぱりゆるく掘削しますし、掘削した場所、ドラム缶調査の場所等のように立つところもございまして、そのあたりの現場、廃棄物はやはり埋まっているものがわかりませんので、掘削しながら判断させていただくということということになります。

コンサル：次に、セメント改良土による修復をしますが、その上下には今のところ遮水シート等、ほかの遮水工を挟む予定はございません。遮水シート等といいますのは、処分場等でよく使われていますけども、今回は周りの粘土層と一体化させるということがやはり重要だと思いますので、土と土という種類でですね、遮水をしていくということになります。遮水シート1枚あっても、そのすき間からやっぱり出ますので、今回、それをするよりも、通常の基準の50センチじゃなくてそれを1メートルにすることで担保していこうという設計でございます。よろしいでしょうか。

住民：これ、セメントなんでしょ。このいわゆる側面の遮水工は、これは粘土、セメントなんでしょ、セメント改良材なんですよ。

コンサル：図1のほうでございますね。この側面のほうは赤く斜線を引いているところはセメント改良土層になります。それで青いところは掘削線だけの線しか入ってません。ここは粘土層で水が止まっているということでございまして、底面のほうになるとまた底面遮水工が出てきて、セメント改良土を設置するというので、連続的な遮水層をするということでございます。

住民：だから、その今、言った、一番底の下は砂層、砂の層ですよ。だから、セメント改良材はどれだけの厚み。

コンサル：1メートルです。

住民：1メートル。それでは漏れる心配はないわけですか。

コンサル：ないと考えております。

住民：シートやは考えてないということですね。

コンサル：そうですね。

住民：しかし硫酸

住民：硫酸は大丈夫

コンサル：はい、それでは、次にいかせていただきます。次は、浸透水貯留層、図の5になりますが、これは間隙といいます、そこの中のすき間ですね、それが35%で設計しております。これは雨水貯留の指針等、よく地下駐車場、地下のですね、貯留構造とか、よくあるゲリラ豪雨対策とかでつくっている水槽とかありますけども、そういった基準は大体30から40%という設計値があります。その、私ども35%以上、砕石でも大きいものを使いますので、真ん中の数字を使わせていただいております、35%です。全体的には1万立米以上の空間がありますから、それを35%分ということで3,600立米確保してということでございます。面積はAとBそれぞれ***ますので。続いてのお話の、不織布でどうかということでございますが、これも土木工事、あるいは処分場の工事でも浸水管が詰まるため、対策として浸水管等に巻いている事例は今までもございまして、一応それで問題ないことは経験的にもわかっておりますのと、面積が非常に小さい世界ではございませんので、全部が目詰まりするということはあり得ないというふうに考えております。

最後に貯留層の場所ですけども、今現在はAとB書いている2カ所でございます、そこが一番集まってくるBのほうですね、下流のほうから、こちらのほうから、水をポンプアップするピットをつけてから浸出水が集まってきたものをくみ上げるという設計でございます。この間ですけども、底面排水層、けっこう大きな排水層を1%以上の勾配をつけて置いております。高さ的にはそっちに流れるようになっておりますので、そのあたりは十分こっちで集水ができるというふうに設計では考えております。

住民：1%。

コンサル：はい。1%で、それで30ミリ、40ミリといった、1時間でですね、雨が降ってきても、水が十分流れる大きさを今回確保させていただいてはおります。

司会：すみません、ほか質問等ございませんでしょうか。

それでは、資料2の3ページ目以降にちょっと説明を進めさせていただきたいと思っております。

副主幹：では、続きまして説明を続けさせていただきます。

④番、「ドレーン管が詰まるのではないか」という意見に対しまして、目詰まり防止対

策として、直径1メートル程度の大口徑有孔波状管を採用し、管の周りを大粒徑の栗石で囲い込む構造とすることで、機能の損失を防止できると考えております。という考え方に対しまして、実施設計では前の2ページで5の(2)で説明させていただいたとおり、直径0.8メートルの高密度ポリエチレン管で、コンクリート再生材等を使用した材料で囲むという構造にさせていただいております。

⑤番、「新設する水処理施設の処理対象は」というのに対しまして、処理対象は浸透水中の懸濁物質としており、処理工程は、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着処理を考えています。

「1,4-ジオキサンや塩化ビニルモノマーについては、処理対象としていませんが、下水道放流に支障を来すことはないものと考えています。」という考え方に対しまして、実施設計としまして処理対象および処理工程は、県の考え方のおりとしております。

処理計画水につきましては、SS、ひ素、ダイオキシン類およびその他の項目について、表2にまとめさせていただいております。

また、下流放流前にモニタリングを行い水質を監視することとしております。

⑥番、「鉛直遮水壁の有効性の確認方法」につきまして、ソイルセメント系や土質系の遮水材を用いる場合は、あらかじめ透水性試験を実施し、難透水性の発現状況について確認します。なお、20メートル程度の鉛直遮水壁については、全国の多くで採用された実績があります。

「遮水壁の外側に接して、モニタリング井戸の設置を検討します」という考え方に対しまして、実施設計につきまして、前のページ4-2で説明させていただいたとおり、TRD工法による、ソイルセメント連続地中壁を考えております。

また、「遮水壁内外のモニタリング井戸を用いて有効性を確認する」ということでモニタリングを考えておりますのは、こちらの考え方としておるところでございます。

⑦番の「埋め戻し材は安全か」ということに対しまして、「試掘調査で発生した廃棄物土、一次対策において仮置した廃棄物土および二次対策において掘削した廃棄物土を選別し、埋戻し土については、一定容量ごとにサンプリングをした試料を分析し、土壤環境基準を満足するものを埋戻し材とします」という考え方に対しまして、実施設計としましては、別のフロー図に基づき、選別を実施する計画であります。なお、有害物を判断するための土壤環境基準の項目につきましては、既往の調査結果から土壤環境基準項目のうちの7項目、鉛、総水銀、ヒ素、フッ素、ホウ素、カドミウム、ダイオキシン類を考えております。

また、含有有機物量としまして委員会の意見を踏まえまして硫化水素の発生抑制の観点からTOCを測ることとしております。

⑧「掘削時の浸透水の処理は、新設の水処理施設の能力で対応できるか」につきまして、「掘削面に湧き出す浸透水は、貯留層に入れてから水処理をするもので、一時的に水処理能力を、施設の能力を上回る浸透水湧出があっても貯留層で調節することにより処理水量を処理能力以下にできます」ということに対しまして、実施設計では、県の考え方のおりで実施設計をさせていただきました。また、必要に応じまして今、溶融炉の建屋のピット、地下にピットがございますけれども、これも利用して、工事中は貯留槽として利用する計画でございます。

⑨「粉じん、臭気対策はどのように考えているか」につきまして、「掘削時には主に以下の粉じん・臭気対策を実施します。

- 1、掘削範囲を仮囲いで囲む。(粉じん・臭気対策)
- 2、シャワー散水やミスト散水を行う。(粉じん・臭気対策)
- 3、脱臭剤を散布する。(臭気対策)
- 4、臭気を発生するものは、密封式のコンテナ等に速やかに封入する。(臭気対策)
- 5、掘削完了後の廃棄物土露出面は、シート等で早期に養生する。(粉じん・臭気対策)」としております。

実施に当たりましては、左記の対策工を実施するとともに、その状況をモニタリングし、必要に応じて対策工の見直しを考えるとします。また、敷地境界においては測定機器による監視を日常的に行うこととしております。

⑩「底面遮水の修復、側面遮水の施工は大丈夫か」ということに対しまして、「遮水材の厚さについては、管理型最終処分場の設計基準に準じた構造を考えております。また、施工方法については、浸透水や地下水の影響を受けない工法（矢板締め切り工法等）を選定し、確実な粘土層の修復、施工を行います。」ということに対しまして、セメント改良材につきましては、先ほど説明させていただいた透水係数、厚みで設計を考えております。

また、土質遮水材につきましては、施工前に図8のとおり、室内試験と場内試験施工を経まして実施の配合を決定したいというふうに考えております。

また、A工区と、B工区につきまして、この遮水工を設置する際に掘削を進めてまいりますけれども、そのまま掘削をしますとその掘削面の下の地下水、被圧されたKs2層の地下水がありますので、そのまま掘削をすると、その面が膨れてくる、いわゆる盤膨れと言っておりますけれども、そういう現象が起こる可能性があります。それを防ぐためにこのA工区、B工区につきましては、ある程度、掘削が進みましたらその周囲を止水矢板でとめまして、穴の修復が確実にできるような水をとめた状態での対策を検討しております。

また、ここで、B工区等で掘削をしていきますと経堂池からの水が逆流してくる可能性もありますので、この下流側につきましても止水矢板を設置して確実な粘土層の修復を行いたいというふうに考えております。

続きまして、4ページ、5ページにつきましては、図面でございます。

最後、6ページでございますけれども、全体の工程表、予定でございますが、説明をさせていただきます。

まず、平成25年度につきましては、今現在、契約に向けた手続を進めておるところでございます。

2つ目四角、浸透水処理施設設置工事でございます。

年末に契約ができましたら引き続きまして、水処理施設の工場製作等を実施していきたいと考えております。実際に現場に水処理施設を設置するのは26年度になってからになると考えておまして、水処理施設ができましたら、工事中は日350立米で運転を開始したいというふうに考えております。

その下の廃棄物掘削等工事、本体工事でございます。これにつきまして、有害物掘削

除去工、25年度のA、B工区と書いておりますけれども、ここにつきましては一次対策工事で、その3区画ございまして、一次対策工事で掘削した底に有害物が発見された部分でございます。ここにつきましては、引き続き選別施設の建設を行う下でございますので、できるだけ早い時期に掘削を開始しまして、選別施設の建設ができるように進めていきたいというふうに考えております。

その選別施設ですけれども、26年度からの設置を考えております。26年度に設置ができましたら、まず仮置廃棄物の選別を開始しまして、26年度から27年度の頭にかけて実施したいというふうに考えております。

その下の鉛直遮水工でございますけれども、TRDと書かれておりますところにつきまして、26年度に実施したいと考えております。施工時期につきましては、また業者等決まりまして、地元さんとお話しさせていただいて決めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それが終わりましたら、廃棄物土掘削工、A工区からE工区を27年度から28、29の3年間にわたって順次実施していきたいと考えております。

キャッピング工につきましても、そのでき上がった工区ごとに設置できる部分から、キャッピングを設置していきたいというふうに考えております。

そのAからE工区が終わりましたら、30年、31年度にかけまして、有害物掘削工、残りの部分を2年間にかけて実施したいと考えております。

その掘削が完了しましたら、最終32年度につきましては、水処理施設を250立米／日に落とすことを計画してございまして、選別施設の撤去、それから最後の覆土等のキャッピングを行って仕上げをしたいというふうに考えております。

33年度以降につきましては、モニタリングを引き続き実施していくような計画となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

司会：これまでの説明に御質問等ございましたら、挙手お願ひいたします。

住民：何度もすみません。3ページですけれども、3ページの⑤ですけど、1,4-ジオキサンや塩化ビニルモノマーは処理対象としていせんが、実際は、これは処理できないでしよ、したくてもできない。そういうことですよ。水に完全に溶けてるものだから、これはなかなかとれない、除去できない。そうやからとれない。問題はね、ここは下水に流すんやから、これは下水の方がオーケーしたらそれでいいかもしれないけれども、問題はですね、⑦番の①のほうで、この中に1,4-ジオキサンとか塩化ビニルモノマーが入ってない。7項目であって、これは2項目外れてる。

でも、これはね、発がん性もあるしね、やはり無視できない有害物なんです。これがどうして漏れてるのかよくわからない、なぜこんなもの漏れてるかが。やはり、僕らが心配しているものの中の1つでもあるわけですから、やはり、きちっとして調べていただきたいと思ひます。

それと、もう1つ、⑥のソイルセメントで鉛直遮水壁、採用された実績がありますと。実績は確かにあります、あちこちであります。ありますが漏れてます。これも事実です。

漏れてるということは事実なんです。だから県の意識も、一時は漏れますということに言い方、変えましてね、前、昔ですけどね。ですから、なおさらこのモニタリング井戸というものの重要性が増してくるということです。これは、ちょっと質問ではないかもしれませんけども。

それともう1つ、ごめんなさい、先ほどの、今の項目ではないですけど、1ページの1の④ですね、この中で有害物質の除去のことですけど、この中には、私、昔から言ってきましたタール状物質ものがまだ書かれていない。これを私、何回も言ってるわけですよ。真っ黒いどろっとした、水よりも重たい。こんなもんでね、ろくなものないんですよ。そういうものが、分析も何もないですよ、出てきたら即除去してください。やはり、この中に、きちっと項目を入れるようにして、昔は何度も話が出ている話ですのでね、今出てきた話じゃありません。そんなん当然入れるべきですよ。それが住民との話し合いをしてきたい証ですよ。それなかったら何のための話してるかわからないですよ。ずっとこれは入れていただきたい思います。それだけです。

技監：最初の3ページの⑤ですか、水処理施設の能力についてですが、たちまち、我々、今のところを対象にしていますのはSS由来のものを凝集沈殿と、それから砂ろ過で取ろうと思っています。

1,4-ジオキサンと塩化ビニルモノマーにつきましては、これは環境基準値は超えてる部分もございますけれども、みな下水の放流基準を超えていないので、これは基準の対象としていない。

確かに、水処理からしますと取れないことはないんですが、取ろうとしますと大変低い濃度ですけど、かなり高度な処理をしなければなりませんので、これについては下水放流基準ですね、満足するものでございますので、対象とはしていないということです。

それから、⑦でございますが、右の⑦の右のほうの①に塩化ビニルモノマーとか1,4-ジオキサンの入ってないのなぜですかということだったんですけど、塩化ビニルモノマーとか1,4-ジオキサンが出たところというのは、区域で申しますとクー5ということで、一次対策工事で既に除去しておりますので、したがいまして今回の対策の対象としていないということでございます。

それから、1ページのほうに戻りまして、大きな1の④で、当然、ドラム缶等が西側の部分ですね、西市道側の部分であるかと、

住民：西市道側じゃなくて、高アルカリ物質を取ったところですよ。今は沈砂池のあたり。

技監：その部分につきましても、当然、掘り返してですね、選別する対象であると思えますので、その部分でですね、当然、我々も皆さんと互いにですね、出てきたものについてですね、お互いに了解しながら、実際あれば取っていきたいと思っております。

住民：そういうふうにはですね、だから文章に書いてほしいと言ってるんです。それはね、絶対あるんです。あることは間違いない。もし見つからなかったら、それは見落としになる。

技監：ですから、このドラム缶関連廃棄物という中身に含まれる、

住民：ドラム缶なんか何なのかわからん。直にあけたという証言があるんですからね。

技監：ですから、そういったものがですね、当然、それを掘削する中でそういうものが出てくれば、皆さんと同時に確認しながらですね、どういった処理をしていくかというのは、お互いこの場でも考えていきたいと思います。

住民：ちょっと、ちょっと。ここは文章で、と言ってるんです。

技監：確認いたしますが、この基本方針と申しますのは、皆様方と結ばせていただいた協定の中の文言をそのまま持ってきておりますので、協定に附属された基本方針ですから、ですからこれをちょっと今から変えることはできませんので、それをどう読むかについては、先ほど申しましたように、現場を掘削しながら、皆さんと同時に確認しながら、問題があるようなものが出てくればその場でどうするかということと一緒に考えていきたいということでございます。

この基本方針の部分はですね、繰り返しますけれども、既に締結された協定書に付随しているものでございますので、今からさかのぼって判子をついたものを直すわけには行きませんので、これは、その場で見ながら確認させていただきたい。

住民：僕は認識がね、そういう認識はしてなかったですからね、話し合いで出たものは当然生きてるものと考えて、言ってるんですよ。それで書いてないなら、そういうもの入らないというのなら、ちょっと僕はおかしいと思いますけれども。

技監：いえ、入らないとは申しておりませんので、それぞれその現場でそういうものが出てきたら皆さんと一緒に確認して、どうするべきかということをお考えしようということをお申し上げしているのです、入らないということは申し上げておりません。

住民：これは絶対、取っていただきたい。

それと、先ほど言っておられた、3ページの真ん中の1,4-ジオキサン、それから塩化ビニルモノマー、これはね、9番とおっしゃったでしょ、実際はね、ずっと下流域でも出てるわけですよ。K-1だったか、2だったか忘れちゃったけども、あつこで出てるわけですよ。ということはね、その9番だけが発生源というふうにな、本当に言えるのかどうか。というのはね、最初のほうは1,4-ジオキサンとか塩化ビニルモノマーというのはあんまり知られてなかった気がするんです。だから最初の方は、調べ落としがあつたんじゃないかと思うんでね。やはりこれは一応、念のために調べていただきたい、そう思いますね。そうやと、この9番だけでね、そら、ここが悪もんやと本当に言えるのか。何の証拠もないと思いますよ。何の根拠もないと思いますよ。

技監：この1,4-ジオキサンと塩ビモノマーにつきましては、新しく環境基準に加えられたものですので、この2年ほど前から新たに調査を開始いたしました。その折から調査の対象に加えたものでございます。したがって、今回やりましたボーリング調査では、全ての地点でこれらの検査をやったんだと。その結果、先ほど申しましたように、クー5という区域において、それが超過しておったということでございます。

したがって、環境基準を超過しているのは1区画であって、それは一次対策工事で処理をしたと、で下流のほうも出ておりますけども、これはですね、環境基準をちょっと超えるぐらいところで、ご存じのように、

住民：**が違うんですよ。

技監：ですから、これはね、塩化ビニルモノマーかあるいは1,4-ジオキサンというのは、いわゆる重金属類に比べて極めて足が速い。これは皆さん御存じのとおりでございますので、今、過去からですね、かなり昔から出ておるものだとするならばですよ、距離的にはこういった形で出てきてもおかしくないというふうに考えています。

住民：それと、先ほど全域で調べたような言い方してはりましたけども、実際は既存の井戸については、既存の調査についてはしてないわけですよ。そここのところは一緒にせんといてください。やってないですから。

技監：ボーリング調査において、土壌の溶出検査をしましたということでございまして、井戸水の調査では、申し上げているのではございません。

住民：調べてないところあるでしょ、たくさんあったでしょ。

技監：ボーリングには、先ほど申しましたように、この数年前からですね、やりましたボーリング調査によってですね、そういう形で溶出試験を行ったということです。

住民：こういうのは言っていないわけですか、それおかしいですよ、それは。

技監：ですから、

住民：そんなね、やっぱりね、僕らが心配していることやから、やっぱり調べてほしいといたら、やっぱり考えるべきじゃないですか。頭ごなしにしないしないというのは、これは納得できないです。

技監：しないと申し上げているのではなくて、した結果を皆さんにお示しさせていただいて、その中で環境基準を超えておったのはクー5という区域だけであったということをお知らせしておるんです。

住民：それは結果でしょ。今後の話をしているわけですよ。ここに入れてくださいということ言ってるわけですよ。

技監：ですから、ボーリング調査の結果、それは今までから何回か調査結果を申し上げておりますので、

住民：押し問答ですね。前と同じことを繰り返している。

技監：そうですね。ですから、繰り返し申しますけれども、昨年の9月に開催しました第8回有害物調査検討委員会で全て調査結果を申し上げて、その中で、出ているのはクー5だけであると。今、〇〇さんは調査をしてないとおっしゃってますけれども、我々はした、調査をしましたと申し上げてる。これ事実ですので、そこは押し問答ではないと思いますけど。

住民：いや、違うでしょ、前はしてない、はっきりとしてないところあったじゃないですか。どうもね、前向きじゃないいうか、話し合いじゃない。

住民：ちょっといいですかね、今、〇〇さんが言われてることに対して、説明されてますが、口で説明されるのではなくて、じゃ次回にね、会議のときにきちんとしたデータ、あると言われてますから、分析された結果をお示しされてますから、書面にできてきつちりと説明されたいかがでしょうか。

技監：それは先ほどから、大変申しわけないですけども、昨年の9月12日の有害物調査検討委員会の資料、あるいはその以前の説明会で皆さんに御提示した資料を基に申し上げておりますので、もしお手元にないようでしたらまた配らせていただきますけれども、過去に御説明させていただいた資料だということございます。

住民：それでね、納得されているんだったら、〇〇さんから意見出ないと思います。

技監：そういうことを、

住民：だから、少し視点がずれてるんだと思います。

技監：ですから、調査結果を、生データを示しておりますのでね、これ以上のをと申されましても。繰り返し申しますけども、どういう視点が違うのでしょうか。

住民：私、いま思ったんですけど、それを調べた元々というのは、今までのトータルの結果の中から、これこれこれこれ、こういう地点をやりたいと、たしかやったんじゃないかなかったです。そうですね。

技監：最初から30メートルのメッシュを切って、そこで位置を確認して、そこで土壌の溶出試験をやったんです。

住民：だから、それを今までやった結果等まとめて、まだこれが足りないんじゃないか、だからできるところで新たに調べた、というところじゃなかったですか。

技監：ですから、全ての調査ポイントについては皆さんの許可をいただいた上で調査した結果をまとめて、

住民：その基になった以前の調査というのは、それは入ってなかったですよ、ということじゃないんですか。〇〇さん、そうじゃないんですか。

住民：入ってないところはあったんや。前、既存でやったところはやらないとなってたじゃないか。

住民：そういうことやけど、それがいいか悪いかということになってくると、逆戻りだから、議論あると思いますけれども、実態はそういうことじゃないですか。

技監：ですから、ご確認の上、調査ポイントを定めてそこで溶出試験を行った、それで出てきたのがこうでした、ということをご説明させていただいている。

住民：確認して、調査ポイント決めた、そのときはそのジオキサンとかはなかったの。

技監：いえ、2年前にはありましたので、それを加えています。

住民：いや、後から加えたらね、今までのやつときは調べてなかったということじゃないんですか、そうですね。

住民：そういうことです。

住民：もう一遍、資料を見てみな。資料見て、やってもろうたらいいことや。みなもろうてる。私、配ってるで。

技監：最終の資料をですね、9月12日の第8回委員会資料と同じものをですね、こちらの説明会でもお渡ししていると思いますので。

住民：24年の、

技監：9月12日。これが最終のまとめ。ホームページにも載ってます。これは有害物調査検討委員会に、皆様にも御同席いただいて、御確認させていただいたものです。

住民：その今の資料の表題は。

技監：有害物調査検討委員会、第8回目のやつ。

住民：第8回か。

住民：きょうは、時間何時までですか。

司会：9時までなんですけど。

住民：幾つか、細かい質問でございますけれど、⑥ですね、鉛直遮水壁の有効性の確認方法は、というところに関連した質問でございますけれども、いろいろ改良される場合等につきましても試験で配合を決めたり、あるいは透水を測定されたりするわけですが、実際の現場施設の垂直壁とですね、試験板との違い、できの違い、材質というよりも施工の違いですね。実際、現場ではですね、例えば深い15メートルを超えるような場所なんかで、特に上方と下方で透水量はかなり変わるんじゃないのかなと、例えば空隙率にどれくらいの差があるのか、とかですね。それに対して試験室でおやりになる試験版とは別に試験、テストケースをつくられるのでしょうか。

何か、小さな板でもつくってそこから引き出されるとか、別におそらく作られるものだと思いますので、実際の、まあ配合なんかはね、それで十分だと思いますけれども、何か透水係数なんかは恐らく試験板と実際の打設した壁、それも部位によってですね、かなりばらつきが出るんじゃないかなと。

そういうことをひっくるめて、安全係数的な考え方ですね、それをとっていかなければいけない。これ、壁厚がですね、浅いところも深いところも、全部50センチのように思うんです。そうですね。そういうもので本当に品質的にですね、保証できるのかどうか、前もちょっと申し上げたかもしれませんが。以前の囲い込みの方法という、何年も前に、申し上げたかもしれませんが。

次に、垂直遮水壁の信頼性という点でですね、例えば、現場施工の後、例えば振動子なんかを中に入れて、密にね、空隙率をできるだけ小さくすると、上から下まで全体をですね、できるだけ均質化するというようなことをおやりになるのかどうかということもあわせてお伺いしたいというふうに思います。これが1つですね。

それと、埋戻材の安全の問題の⑦ですね、これについて300立米ごとに試験を、試料とって分析をされるということなんですが、300立米ごとに30の試料をとる、この試料のとり方はどういうふうにとられるのか、このマニュアルから具体的に契約書の段階ではきちっとお書きいただけと思うんですけれども、そのとり方によってもかなりまた問題が出てくるんじゃないかなという気がいたします。

それと、四分法による***勉強不足で知りませんので、後でちょっと教えていただきたい。四分法というのはどういう方法で試料をまとめるかということをちょっと御説明いただきたい。

それと、それに関連しまして、調査委員会の先生のほうからの御意見もあって、TOCを埋戻材について測定するというので書かれておりますけれども、このTOCというのはTotal Organic Compound?

技監：Carbonです。Total Organic Carbon。

住民：Total Organic Carbon。これは可溶性分だけと考えていい。それでCODとかBODはこれで代表できるわけですね。

技監：はい。後で説明します。ご質問は以上ですか。

住民：それとですね、A3のところをちょっと教えていただきたいんですけども、このボーリングでですね、有害物のこの紫色の小さな箱で囲まれてる、あそこは掘削のどこになるのかなと思うんですけども。有害物掘削除去工と書かれてるA、B区というのは、これは一次対策工のときに掘られた***ですね。

技監：ちょっと違う、混乱しているのでちょっとそれ説明します。
工区とね、その場所がちょっと混乱してますので、申しわけないです。

住民：それでね、要は紫色の小さな箱の有害物の掘削はどこ、どれになるんですか。A工区からE工区というのは、さっきのあれでしょ、こっちのほうですから関係ない。どこで有害物の掘削をやる、この表はどう見たらいいんですか。

参事：(1、2、3、4、5、)6番目。

住民：6番目でしょ。これはね、A、BとC工区が、ずっと後でC工区があるんですね。

技監：すみません、もう一遍申し上げますと、この上のA、B区と下のですね、A工区B工区と分けてるのは全然違う場所です。上のね、A、Bとありますのは、手で示しましたように、あの図で見ますと右上のところ。

住民：それはわかる、わかってる。その下のほうの地表部分のたくさんの掘削場所ありますね、**、ABCというのは一次対策のときの、ちょっとした場所ですよ。

平井副主幹：準備工の下の欄の30から31年度に実施します、CからI・・・

住民：それがね、A、B区とC-1区しかないでしょ。

平井副主幹：それは、ずっと30、31年度まで飛びまして、CからIって書いてあるところが、その残りの部分の。

住民：CからI。Iってどこや。

平井副主幹：Iというのは、この図面では示してないですけど、ここからここまでが、紫色の・・・

住民：要は、ごく一部分だけ、平成25年度の終わりにやって、あとC-1から、それ以外はですね、平成30年度以降にやる。

平井副主幹：平成30、31年度でこの工事をやる。

住民：ほう。大事に温存するんですね。

平井副主幹：先に、有害物質の汚染が広がらないよう防止した上で、中の掘削を行うようにすることにしています。

住民：わかりました、拡散しないように。これちょっとわかるようにしてくださいね。質問は以上です。

技監：それでは、ちょっと順番に説明させていただきます。鉛直遮水工については建設技術研究所のほうで後ほど説明させていただきます。

その前にですね、まず、300立方メートルあたりのサンプリングの仕方ですね、3ページの⑦番ですけども、土壌300立米ごとにサンプリングするわけですけども、これは300立米に対して30検体取ろうと思っています。10立米ごとに1つ、それをまぜて1つの検体にします。それで10立米をどうやって取るかなんですけれども、これは詳しくは例を挙げて皆さんにお示ししたいと思いますが、取ったたびにですね、例えばですよ、例えば取って場内に運搬してきますが、そのダンプ毎に10立米運びますから、それ毎に一つずつ取るというようなことが考えられる、と、30台分で30個サンプルが集まる。それを混ぜるんですね。ミキサーで混ぜるかというところとわかりませんが、たくさん土が入ってきますので、それを混ぜます。

参事：選別した後、サンプリングします。

技監：ああ、ごめんなさい。選別した後です。ちょっと間違いました。まず、掘削して選別して、土壌が出てきます。それをダンプで運ぶときに10立米ずつ取ってそれを混ぜます。混ぜて、混ぜたものを円形に延ばすんです、円形に延ばしてください。**と一緒にです。

住民：ちょっと、掘削物300立米じゃなくて、掘削物を選別したものの300立米。

技監：そうです。

住民：そしたら、それはね、掘削のと違うじゃないですか。少なくともね、これはつまり掘削物300立米の区画で30試料取ったもの。

技監：そうじゃなくて、掘削して、廃棄物を除けますよね、廃棄物を除ける。すると土壌だけ残りますやろ、それが300立米になったところで・・・

住民：掘った300立米から有害物を、あれを除けて、残った埋戻土、その分だけで30試料取って、とすべきです。

技監：ですから、廃棄物を除けてしまって、残った土ですね、それに対して、有害かどうかを検査する。

住民：それを300立米でというわけでしょ。

技監：そうそう。

住民：そうじゃなくて、掘削300立米のうち除けるものは除けて、埋戻しのもの、これは300立米ありませんね。

技監：だから、これはね、申しわけないけど、これはこれまでのお話し合いの中で、このようにやりますということ、これは前に話し合いさせていただいた結果なんです。

住民：ですけどね、いわゆる300立米の掘削分に対してね、掘削分に対する1つの試料ですからね、これは。それが1つの試験・・・

技監：そこはね、私ちょっと勘違いしておりましたけれども、土壌300立米で、というのは皆さんのお話し合いで決めた結果ですので、そこを私ちょっと間違えてた、ちょっと訂正させていただきます。

で、その土だけになったやつ300立米について、30検体、ですから10立米毎にそれをちょっとずつ取って、それを混ぜると。混ぜて山になりますやろ、これを延ばすんです、円状にね。それを十字に切ってやると4つできますやろ、分かれたものが。そのうちの1つをとってきて分析します。それが四分ということ。均等に混ぜてやるんですよ、均等に混ぜてやって、ホットケーキみたいに延ばしてやって、それを十字に切ってやって、そのうちの1つをとってきてそれを分析に回します。そういう意味合いが四分法というものです。

住民：それはいいんですけども、もう1つ確認だけしときますけれども、300立米掘削をして、埋め戻し分はちょっと目減りしますね、当然。有害物と廃棄物を分けますから。

技監：ごみを除けるとおよそ7割ぐらい。

住民：その7割を1つの試料にするということですよ。

技監：いや、そうじゃなくて、7割とそれから・・・1日掘削すると300ぐらいですから、その前の日に出たやつとあわせて300立米になった土、そこは今までの皆さんのお話し合いの中で、出てきたものの300ということですので。そこはまた議事録をお見せしますが、そういうことでお話が議事録に出ていますので、

住民：また議事録見せてください。そうじゃないと思う。

技監：それは確認した結果ですので。

住民：それは今ここでね、***なくてもいいですから。

技監：ちょっと勘違いしてましたけど、これは議事録に残っております。それまたお見せいたしますので。

それから、TOCがどうなのかという話ですけれども、TOCというのは、全有機炭素、Total Organic Carbonです。例えばBODとかCODですと、化学的あるいは生物学的になりますので、捉えきれない炭素がございます。要するにTOCよりも量的には低く出てきますので、全部を捕まえたいという意味合い、あるいは分析にかかる時間が短いという意味合いから、迅速にできるという意味合いからTOCをとった。これは先生方の御所見によるものでございます。

以上でございます。

鉛直遮水壁のサンプリングのことについては、建設技術研究所のほうからご説明いたします。

コンサル：建設技研の〇〇といいます。TRDの御質問につきましては、まずは品質管理の方法ということで、室内試験をやることと実際にでき上がったものでどういうふう管理できるかというお話と、それから他方、TRDは非常にスラリー状で流体状があって、多分重力のイメージで、沈降で上と下の品質に差ができるんじゃないかという2つの質問があったと思うんです。実際、確かにできるものの品質管理を、直接随時できるというのは難しく、送り込むその試料ですね、送り込む直前にサンプリングして、室内で試験をするというのが実際の管理の方法でございます。

ただ、透水試験だけでなく密度とか、粒度の状態とか、いろんな指標で管理いたします。サンプリングしたもので透水試験もやりますし、強度試験までやって、それをずっと履歴をとって、材質のものの変化を見ていくというのを・・・

住民：私が申し上げているのは、入れる前の直前のいわゆる材量ですね、泥状のものをお

とりになる、それを板に成形するでしょ。

コンサル：はい、最終的に、打ち込む・・・

住民：それを、別にいわゆる試験板とか言いましたよね、この試験板と実際に現場で打設した本来の壁と、それが、いわゆる緻密度、圧密度といいますかね、空隙率、逆にそういう言い方をしてもいいと思うんですけども、それがかなりばらつきの範囲が違うでしょ。

コンサル：実際は、直接でき上がったものにですね、コアリングして品質の差というものをいろいろ検討はしております。御心配のように安全率のお話もあったと思います。通常、室内と現場は10倍ぐらいの安全率を、ワンオーダーとってあったりもします。TRDは流動体でそれよりも均質だということで、5倍ぐらいの安全率をとったりしてます。そこらへんは実際の試験やって事前に試験施工をやって、そこらへんで安全率のとり方は最終的には決めたいと思いますけども、今のTRDでは大体5倍の安全率をとってはどうかというような案も出ております。おっしゃるように、安全率というのは必要だと思ってます。

住民：その安全率は、具体的にじゃあどういう***

コンサル：安全率も、これは供体のほうは強度についての安全率でして、透水性では直接はないんです。ただ、試験なんかではその透水性も設ける必要はあると思います。

住民：例えばね、5メートルとか10メートル以内の壁を現場で打設した場合と、例えば15メートルあるいは20メートル近い、深いものですね、この上と下と密度の差というのはありませんか。

コンサル：TRDは実際は下まで突っ込んで、横に水平に流しながら施工をしていきますので、

住民：粒度のね、高比重の粒子は下へと沈降します。セメント分、水とかね、が多いでしょ。下のほうは沈降しますが空隙率はどうなるんですか。配合のムラよりもね、私が一番怖いなと思ってるのは空隙率。必ず気泡を巻き込みますよ。抜けない。振動でもかけてね、振動と真空で泡を抜いていくんだったらいいけども、中は気泡だらけですよ、鬆(す)だらけ、だからそういうものはね、現場で打設した壁というのはね、相当安全を見とかないとですね、空隙率が非常に大きい。それも差がある、上と下とで。そのバランスがどれぐらいあるのかと、そういうデータありませんか。

コンサル：ほかでは、いろいろ検討事例は、

住民：これをね、はっきりしないとね、やっぱりいわゆるTRD工法のね、信頼性の問題がありますから、前もこれでね、結局、囲い込みの方法では不安でね、信頼性がないからといって、住民が皆反対した。それと同じ問題をね、これ抱えているのではないかなと。

コンサル：過去の事例でもありましたように、やはりここでどうだろうかということ、

住民：その辺のね、信頼性について十分ね、納得できるようなデータを調べていただきたい。

コンサル：わかりました。

住民：実績がある実績があるといったってね、実績はあると、でも大抵漏れてるというのは先生方もおっしゃっておられるじゃないですか。

コンサル：そういうところは御説明できるようにですね、事前に対処していきたいと思っています。

住民：ちょっと違う話なんですけれども、5ページの二次対策工事の完了時のところで、きょうは〇〇さん、来られてるので聞いといたほうがいいかなと思って、どちらかというと〇〇さんに御意見を伺いたいんですけども、結局、最終的にね、地表がアスファルトになるところと、キャッピングになるところと、覆土になるところの3つに分かれるんですよね。もっと言うと、北尾側の半分は真っ白だから、ここは何もやらないということになりますね。ということは4つに分かれるわけだ。

このアスファルトのところが、何でアスファルトかを素人なりに考えると、たぶん工事のときにダンプが走るからかなと思ったんだけど違うのかな。まあそれがどうかは別として、僕が一応気にしているのは、これネットフェンスを張るでしょう、北尾さんのほうに。その向こう側は要するに草ぼうぼうに、これだったらなってくるよね。それ北尾さんいいのかな。アスファルトにしてもらったほうがいいとか、あるいはもう少しこうしてほしいとかという希望があったら聞いといたほうがいいなと思うんだけど。これだと半分は覆土で半分は放ったらかしという状況になるよね。

住民：現状ということですよ。

技監：白いところは現状のまま。

住民：現状のまま。

技監：アスファルトにするところというのは、水がしみ込まないようにしたいところ。ここは廃棄物を全部取っちゃいますから汚れてないですよ、ですから、アスファルトに

して水がしみ込まないようにしたい。つまり水処理の量をちょっとでも減らしたい。こちらは廃棄物が残ってますから、水をしみ込ませるようにしてちょっとでも廃棄物を洗う。そういう意味合いです。

住民：わざと水をしみ込ませたいんですね。

技監：廃棄物が残ってるところは、土でかぶせてちょっとだけ水をしみ込ませて、その水で洗う。洗った水を集めて水処理をします。

住民：そういう意味ですか。

技監：ここは全部どけちゃいますからね、するときれいな土しかないんです、下には。そういうところの水まで入ってきちゃうと水処理施設に負荷がたかさんかかっちゃいますから、それはやめましょうと。もうアスファルトにして水を入れません、そういう意味合いです。

住民：わかりました。僕がイメージしたのはね、ネットフェンスを引いてあるところというのは、うちの近くで池なんかにもあるんですけど、大抵、夏になったらね、草ぼうぼうになるんですよ、ネットフェンスの向こうって。ここは県有地化されるということなんで、そのへんの管理は県のほうでしっかり、〇〇さんの、刈ってくれとか言ったらやってもらえるんでしょうかね、やはりああいうネットフェンスって、すぐ外側にごみも投げ込んだらおしまいだという感じでごみが投げられたり、だいぶ地域の美観を損ねる状況になりがちなところなんだけど、そのへんの管理はしっかりしますという言葉はいただきたいんだけど。

室長：それでちょっと補足ですけど、今の白い部分は何もしないのかとおっしゃいましたがけれども、ここは既に、別の工事で覆土がされています。左側の緑の部分は今はされてませんので、こんな段差がある状態です。ですから、ここは覆土は済みということで何もしないわけではないと。そういうふうに御理解いただきたい。

住民：じゃ同じようにするという。

室長：同じようにする。

住民：同じレベルにするという工事ですね。管理に関しても。

室長：管理に関しても、県有地化する以上は当然県の管理下に置くことになります。ただ、その具体的な管理方法は個々に検討することになると思っておりますけれども。

住民：いいですか。余計なおせっかいかもしれませんが。

住民：まあ、信用してますから。

司会：ほか、御質問とかございますでしょうか。

住民：洪水調整施設ってありますよね、これ今までの沈砂池やったら、機能を果たしてなかった。全体の水が流れるわけじゃない構造ですよ、今の現状はね。今度は全体の、その、悪いものの水、全部ここに入る高さに設置されるんですね。今までのだったら入らないですよ。前に水が全部外へ出てしまう。直接、経堂池へ流れてしまう。これは一旦、ここへ全部入るんですか。

コンサル：全部は入りません。高さがですね、洪水調整池の周辺の堰堤の高さで自然排水で導ける範囲です。で、導けないのは堰堤の、入らないこの背面ですね、この背面の一部だけは、直接この下流の柵で調整した放流水と合流させて下流のほうに放流すると。物理的に自然排水でできないところは下流側で直接放流する。それを見込んで調節容量とかいうのも確保できるように設置するんです。

住民：わかりました。

司会：ほか、ございますでしょうか。

それでは、ちょっと時間も押してますので、資料3のほうの説明を中島からいたします。

参事：資料3のほうの説明をさせていただきます。

旧RD最終処分場二次対策事業、平成25年度事業計画（予定）です。

まず、項目1の二次対策工事、平成25年から32年でございますけれど、今年度は6月までに設計と積算をしまいいりまして、現在、入札、契約手続を行っております。10月21日に入札の予定をしております。仮契約を結びまして、この規模ですと議会の承認を必要としますので、11月議会に上程いたしまして、12月末に本契約を結ぶ予定としております。1月から工事のほう入りまして、今年度やることはですね、選別施設とか水処理プラントの設計と、それから工場製作、それから廃棄物の、A、B区画でしたかね、そこの部分の掘削、さきほどご説明いたしましたけれど。

それから、二次対策工事産業廃棄物運搬処理委託でございますけれども、これ来年度行うことでございまして、1月から入札・契約手続を行いまして、年度明けに契約すると。

それから、溶融炉建屋等解体工事でございます、設計のほうは現在進めておりまして、8月末までに設計のほう終わる予定にしておりまして、入札を9月からその手続を始めまして、10月末くらいに契約いたしまして、11月から解体工事に入りまして、年度内に解体工事を終わらせたいと考えております。

それから、処分場産業廃棄物運搬処分委託でございますけれど、これは建物内外の残

置物、まあ廃棄物、車などが置いてありますので、その処分でございます、7月に入札手続、8月に契約を行いまして、9月までに運搬処分をしたいと思っております。

それから、旧RD最終処分場問題連絡協議会でございますけれど、第1回を5月に行いまして、本日第2回、9月の中旬にですね、第3回を行いたいと思っております。日程調整につきましては後ほどお願いいたします。

それから、周辺環境モニタリングでございますけれど、第1回のモニタリングを7月末に実施しておりまして、その結果を9月の第3回の連絡協議会でお知らせしたいと思っております。10月に第2回モニタリング、12月に第3回モニタリング、2月に第4回モニタリングを実施します。

それから、県有地化でございますけれど、4月から12月まで担保権抹消に係る調整、RD社破産業務との調整。これは弁護士さん等との調整になりますけれど、それから1、2、3月でRD社所有地の県有地化、それから、RD社所有地以外の土地もございまして、それについては1年かかって土地所有者等と協議と手続をしまして、できれば年度内に取得する予定にしております。

以上でございます。

司会：御質問等ございますでしょうか。

住民：浸透水からね、いろいろ水処理をした結果、公共下水道に流します。最終的に草津市の矢橋のところですね、そこで処理をされるんだと思うんですけども、そういったものが琵琶湖に流れて、瀬田川にいき宇治川にいき淀川に行く、で大阪湾までいくわけですね、最終的に。そのプランについては、京都とか、大阪の人に知ってもらわないんですか。そんなもんいらんのやというのか、いると思われているのか、そこを確認したいんですけど。

室長：私、この3月まで、矢橋の帰帆島の下水道公社におりまして、浄化センターを担当しておりましたので、その立場を踏まえて申し上げますと、下水道の放流基準というのがあります。これの何倍も下回った基準値、自主基準を定めて放流をしております。滋賀県の流域下水道の場合には、超高度処理といまして、他の県にはないようなきれいな水にして出しているというのが現状ですので、その基準はどこの水が入ってこようと守ります。工場等の水も入ってますけども、そういうのも全部基準を守っていただいた上で放流した上で、さらに浄化センターのところできれいにして流してますので、敢えてどこの水が入ってるよというふうな広報をする必要がないんじゃないかなというふうに考えてます。ですから、RDの水が入ったからどうこうということではないということです。

住民：先ほどね、ちょっと配っていただいたこの資料、これはいつの資料、いつわかったとかいつ言うたものとか、これ大体、資料にね日を書いてないと後から見たとき何かわかれへんのですよ。前にも言うたんですけども、言うた日とか書いた日とか県で測った日とか、わかるもん書いてもらえればありがたいなと。

技監：測った日を書いてなくて申しわけないですけど、これは、測ったのは昨年8月です。

ちょっと先ほどですね、一応、川端君のほうから説明をさせていただいているんですけども、またちょっと皆様の頭の中に残りにくい説明だったと思いますので、ちょっと時間がもう押してますのでね、申しわけないですけども、最初の〇〇さんの御提案については、次回、9月にありますので、そこですね、もう一遍、私どものほうで資料を整理させていただいて、そこで御説明させていただきたい。ということでよろしゅうございますか。

〇〇さんに御説明させていただいた以外にですね、そういった御提案いただいたもの、私どものほうで、もう一遍、例えばこういうふうに資料を整理させていただいたところがございますので、それから、書きぶりがちょっとわかりにくいところもございますので、それについてはもう一度、整理してですね、皆様方にわかりよい形で、この場で皆さん方にわかりやすいような形で御説明をさせていただきたいと思いますので、ちょっときょうのところは時間、押してしましまして大変、申しわけないですけども、きょうはちょっと延期させていただいて、次回にさせていただきたいというふうに考えております。

住民：ちょっとすみません。私、さっきね、**文書回したんですよ、あれはなぜかという、うちとしてはそういう気持ちであったんだということを新しく来た人にも知っていただきたいし、あれがどのように扱われてるかというのはちょっと私、わかりませんが、私は、あれを出したと、出してわかっていただきたい、理解していただきたいという思いで、〇〇としては出させていただいたので、それを今回いただいて、できればホームページにでも載せていただきたいなというふうに思っています。

そちらもね、いろいろ足らんので、了解いただきましたとか、いろいろ**が出てくると思っていますので、こういう話し合いの中で、そういうことはまとめて解消していったらいいかなと、そやから、話し合いは何回かせなあかんのやないかなと、前回もお話させてもらったと。

それと、これについても、ことし、去年、去年度の終わるまでは、向こうに流れてないかという情報、どこでどうかな、どうかなというような話はされてたと思うんですよ。それは去年の8月ということですから、その話は全然出なかったし、そのへんのこともあるので、意志疎通して行って、問題解決に図りたいなというふうに思っています。

技監：わかりました、そしたら、これをホームページに載せるという御希望。

住民：私はそういう希望をしています。

技監：きょう、お話し合いの参考資料のなかに載せておけばいいですか。

住民：そうですね、というか、いろんなざっと一覧ありましたよね、ああいうところでも。

技監：ちょっと、それはまたお話させていただいて、確認させていただきます。

住民：それと、そういうことですので、後になって、こんなものに**してたよというときに、じゃあこういうふうにして**しようかというときに、また一からというのものですから、今の二次対策工事の中に、こういったものも決めても、考えながらやっていく、コストは変わるものなので、これいろいろあるんですよ。こういうことを***含めて頭に置いて進めていただきたいなと思います。

技監：はい、わかりました。ちょっとさきほど〇〇さんとやりとりをしていた議事録の件ですけれども、議事録はお見せしますけれども、もし、お手元にあるようでしたら、昨年10月18日、ここにですね、二次対策工の選別と分析についてということでお話し合いをしておるんです。この中に、先ほどの、私がちょっと勘違いしましたが、それが議事録の中に載っておりますので、もし、お急ぎでしたら、そちらのほうホームページに載ってございますので、昨年10月18日の議事でお話をさせていただいておりますのでご確認いただきたい、もし、必要でしたらコピーをお渡しいたします。

テーマはですね、二次対策工の選別と分析についてということで御説明させていただいておりますので、ここを見ていただきたいと思います。

ちょっと時間押して申しわけないですけど、ちょっと〇〇さんの宿題は次回に回すということで御理解いただきたいと思います。

住民：小出ししないで、ある資料は全部出してください。

司会：すみません、ちょっと時間押してますので、これで。

参事：次回、9月の中旬ですけれど、9月17、18でどうでしょうかということをお願いしたんですけども。

住民：私、18日はちょっと都合が悪いんですよ。

参事：今のところ、それ以外には都合が悪いというお話は聞いていないんですけども、それでしたら、9月17日、次回ということになりますでしょうか。よろしいでしょうか。それでしたら、次回は9月17日の火曜日ということで、させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

司会：本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。きょうの協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。